

○立命館大学家計急変学費減免規程

2020年12月2日

規程第1196号

(目的)

第1条 立命館大学家計急変学費減免（以下「本制度」という。）は、本大学の学部生または入学を予定している者で、修学の意志があるにもかかわらず、家計の急変、自然災害での被災等による経済上の理由（以下「急変事由」という。）により、修学が極めて困難な者を支援することを目的とし、その取扱いはこの規程の定めるところによる。

(対象)

第2条 本制度は、次の各号に定める者を対象とする。ただし、外国人留学生は除く。

- (1) 本大学学部の正規課程に在籍する者（以下「学部生」という。）
- (2) 本大学学部入学試験の合格者で本大学への入学の意思が明確である者（以下「入学予定者」という。）

2 前項にかかわらず、急変事由を理由として文部科学省による修学支援制度（授業料等減免）によって既に学費の減免を受けている者は、本制度による減免を受けることはできない。

(採用人数)

第3条 第6条に定める出願資格を満たす者は、全員採用とする。

(減免額および減免方法)

第4条 減免額は年間授業料の4分の1とし、減免方法は次の各号のとおりとする。

- (1) 学部生は、採用の決定があった春学期または秋学期から減免する
- (2) 入学予定者は、4月入学者は入学初年度の春学期、9月入学者は入学初年度の秋学期から減免する。

(減免回数)

第5条 同一の急変事由による減免は1回限りとする。

(出願資格)

第6条 本制度に出願できる者は次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 急変事由が発生してから1年以内の者。入学予定者については、入学前年の1月以降に急変事由が生じている者
- (2) 次のいずれかの事由が発生したこと

イ 生計維持者(学部生または入学予定者の生計を維持する父もしくは母または父母が

ともいない場合は代わって生計を維持している主たる者をいう。以下同じ。)の死亡

ロ 生計維持者が重度後遺障害に認定されたこと

ハ 自然災害等による次のいずれかの事由の発生

① 生計維持者の居住する家屋が全壊、全焼、半壊、半焼、床上浸水の被害を受けたこと。

② 生計維持者が30日以上長期入院または加療となったこと。

(3) 前号の事由発生後における生計維持者の年間収入を合算した金額が、給与または年金収入の場合にあっては課税前の年間収入が6,000,000円以下、事業所得の場合にあっては年間所得が1,970,000円以下であること、またはその見込みがあること。

(4) 前2号に定める事実を証明する公的書類を提出できること。

(募集)

第7条 本制度の募集は次の各号に定めるとおり行う。

(1) 学部生 春学期および秋学期

(2) 入学予定 入学前から入学直後

2 募集要項は、学生生活会議の議を経て学生部長が定める。

3 募集要項には、この規程に定める事項のほか、出願者に提出を求める書類（以下「出願書類」という。）を明記する。

(選考)

第8条 本制度の適用者（以下「適用者」という。）は、学生生活会議で選考し、学生部長が決定する。

(併給)

第9条 本制度は、他の授業料減免、奨学金等との併用または併給を妨げない。

2 適用者が授業料減免または授業料に充当する給付方法の他の奨学金を受給しており、本制度にて学費減免を行うことにより、年度の受給額が授業料の額を超える場合は、全ての減免額の合計金額が当該学期および当該年度の授業料を上回らないよう本制度による減額を調整する。

(取消し)

第10条 適用者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、学生部長は学費減免の決定を取り消すことがある。

(1) 入学予定者が本大学に入学しなかったとき。

- (2) 学籍を失ったとき。
- (3) 立命館大学学則第57条第1項により、停学期間が3か月を超える懲戒を受けたとき。
- (4) 出願書類への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。

(納入)

第11条 学生部長は、学費減免の決定を取り消した者に対し、既に本制度により減免した授業料の全部または一部に相当する額の納入を求める。

- 2 前項により納入を求められた者は、納入を求められた日から起算して2週間以内に請求額を一括して納入しなければならない。

(細目)

第12条 この規程に定めるもののほか、本制度に関わる細目は、学生生活会議において定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生生活会議の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、2020年12月2日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、立命館大学緊急入学時給付奨学金規程（規程第470号）は廃止する。
- 3 この規程の施行に伴い、非常災害時による修学困難者に対する立命館大学学費減免規程（規程第285号）は「2020年7月豪雨」の運用の終了をもって廃止する。